

お客さま各位

「貸金庫規定」改定のお知らせ

平素は、かながわ信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和7年5月30日、金融機関による貸金庫業務の適正化を図るため、金融庁「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されました。本改正において、マネー・ローンダリング等防止の実効性確保等の観点から、マネー・ローンダリングのリスクが高い物品として「現金」が明示され、貸金庫に保管することが望ましくない旨が示されました。

これを受け、当金庫では、以下のとおり貸金庫規定を改定いたします。改定後の規定は、従前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改定する規定

- ①貸金庫規定 ②自動貸金庫規定

2. 改定日

令和8年7月1日（水）

3. 主な改定内容

- ①貸金庫に格納できないものに「現金」を追加
②貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等で申告いただくこと
③当金庫による契約の解約事由の追加

詳細は、別紙「新旧対照表」をご参照ください。

4. 格納いただけない現金について

日本円（注）、外国通貨とも格納いただけません。

（注）日本円のうち、以下の2点が格納いただけない現金となります。

- i. 日本銀行ホームページ「現在発行されている銀行券・貨幣」に記載されている銀行券・貨幣。

（日本銀行ホームページ https://www.boj.or.jp/note_tfjgs/note/valid/index.htm）

- ii. 「i」と肖像が同一である銀行券（2007年発行停止の一万円券（福沢諭吉））

【お願い】

令和8年7月1日以降、貸金庫に現金を格納できなくなります。現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまは、お早めに現金をお取り出しいただきますよう、お願いいたします。

5. ご利用目的の申告書面について

上記3. ②に記載の書面につきましては、令和8年3月より順次お届けいただいている住所あてに郵送させていただきます。お手元に届き次第、内容をご確認いただき、ご返信をお願いいたします

- 詳しくはお取引店舗までお問合せください。

以 上

(自動) 貸金庫規定新旧対照表

改定日：令和8年7月1日

新	旧
<p style="text-align: center;">自動貸金庫規定</p> <p>第1条（格納品の範囲） （1）～（2） - 略 - <u>（3）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> <u>① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> <u>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p><u>第2条（利用目的の確認）</u> <u>（1）貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>（2）貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p>第3条～第14条 - 略 -</p> <p>第15条（解約等） （1）この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第10条に準じて取扱います。 （2）次の各号の一にでも該当する場合、および借主、代理人または保証人が第19条（反社会的勢力の排除）第1項のいずれかに該当し、もしくは第2項のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当金庫との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p>	<p style="text-align: center;">自動貸金庫規定</p> <p>第1条（格納品の範囲） （1）～（2） - 略 - 《新設》</p> <p>《新設》</p> <p>第2条～第13条 - 略 -</p> <p>第14条（解約等） （1）この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。 （2）次の各号の一にでも該当する場合、および借主、代理人または保証人が第18条（反社会的勢力の排除）第1項のいずれかに該当し、もしくは第2項のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当金庫との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p>

新	旧
<p>① ～⑥ - 略 -</p> <p><u>⑦借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u></p> <p><u>⑧本邦または外国の法令・規制</u> や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</p> <p><u>⑨この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められ、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断した</u> とき</p> <p><u>⑩法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容</u> 及び第14条第1項に定める借主の情報等の各種確認や提出された資料に <u>偽りがあるとき</u></p> <p><u>⑪第14条第1項から第2項に定める取引の制限が1年以上に渡って解消されない場合</u></p> <p><u>⑫前各号に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの要請に応じない場合</u> (3) 前2項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第5条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。</p> <p>なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第5条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(4) ～ (5) - 略 -</p> <p>第16条～第19条</p> <p><u>第20条（保証人）</u> <u>保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。</u></p> <p>第21条 - 略 -</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p><u>(令和8年7月1日改定)</u></p>	<p>① ～⑥ - 略 -</p> <p>《新設》</p> <p><u>⑦法令</u> や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</p> <p><u>⑧この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき</u></p> <p><u>⑨当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、借主について確認した事項及び第13条第1項に定める借主の情報等の各種確認や提出された資料に際し、虚偽であることが判明した場合</u></p> <p><u>⑩第13条第1項から第2項に定める取引の制限が1年以上に渡って解消されない場合</u></p> <p><u>⑪前各号に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの要請に応じない場合</u> (3) 前2項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。</p> <p>なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(4) ～ (5) - 略 -</p> <p>第15条～第18条</p> <p>《新設》</p> <p>第19条 - 略 -</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p><u>(令和2年4月1日改定)</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;">貸金庫規定</p> <p>第1条（格納品の範囲） （1）～（2） - 略 - <u>（3）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> <u>① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> <u>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p><u>第2条（利用目的の確認）</u> <u>（1）貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>（2）貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p>第3条～第12条 - 略 -</p> <p>第13条（解約等） （1）この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。 （2）次の各号の一にでも該当する場合、および借主、代理人または保証人が、第17条（反社会的勢力の排除）第1項のいずれかに該当し、もしくは第2項のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当金庫との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 なお、この解約によって生じた損害については当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ① ～⑤ - 略 -</p>	<p style="text-align: center;">貸金庫規定</p> <p>第1条（格納品の範囲） （1）～（2） - 略 - <u>《新設》</u></p> <p><u>《新設》</u></p> <p>第2条～第11条 - 略 -</p> <p>第12条（解約等） （1）この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。 （2）次の各号の一にでも該当する場合、および借主、代理人または保証人が、第16条（反社会的勢力の排除）第1項のいずれかに該当し、もしくは第2項のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当金庫との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 なお、この解約によって生じた損害については当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ① ～⑤ - 略 -</p>

新	旧
<p><u>⑥借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u></p> <p><u>⑦本邦または外国の法令・規制や</u> 公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</p> <p><u>⑧この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められ</u>、<u>マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断した</u>とき</p> <p><u>⑨法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容</u> 及び第 12条第 1項に定める借主の情報等の各種確認や提出された資料に <u>偽りがあるとき</u></p> <p><u>⑩第 12条第 1項から第 2項に定める取引の制限が 1年以上に渡って解消されない場合</u></p> <p><u>⑪前各号に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの要請に応じない場合</u></p> <p>(3) 前2項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。</p> <p>なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第4条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(4)～(5)</p> <p>- 略 -</p> <p>第 14条～第 17条 - 略 -</p> <p><u>第 18条 (保証人)</u> <u>保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。</u></p> <p>第 19条 - 略 -</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p><u>(令和 8年 7月 1日改定)</u></p>	<p>《新設》</p> <p><u>⑥法令や</u> 公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</p> <p><u>⑦この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき</u></p> <p><u>⑧当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、借主について確認した事項及び第 11条第 1項に定める借主の情報等の各種確認や提出された資料に際し、虚偽であることが判明した場合</u></p> <p><u>⑨第 11条第 1項から 2項に定める取引の制限が 1年以上に渡って解消されない場合</u></p> <p><u>⑩前各号に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの要請に応じない場合</u></p> <p>(3) 前2項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。</p> <p>なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。</p> <p>(4)～(5)</p> <p>- 略 -</p> <p>第 13条～第 16条 - 略 -</p> <p>《新設》</p> <p>第 17条 - 略 -</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p><u>(令和 2年 4月 1日改定)</u></p>